

食品事業者の皆さまへ

平成22年10月から

【米加工品製造業者・小売販売業者・外食業者】

米トレーサビリティ法がスタート。

食品のトレーサビリティ

生産から販売の各段階を通じ、食品の移動をわかるようにすることです。
食品事故発生時に素早く回収や原因究明ができ、安全な他の流通ルートでの取引が継続できます。

米トレーサビリティ法

米・米加工品に関わる全ての事業者が、以下の取組みを行わなければならないことになっています。

食品事故や産地偽装発生時に、原因を速やかに特定でき、事業者の責任の明確化を図ることができます。

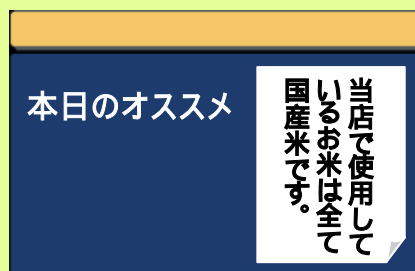
「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

✓ 伝票の受領・発行

米、米加工品を入荷した際には、伝票等を**受領**し、
出荷した際には、伝票等を**発行**してください。

一般消費者への産地情報の伝達手段の例

【店内に掲示】



✓ 3年間保存

受領した伝票等、発行した伝票等は
3年間**保存**してください。

【商品に記載】

【メニューへの表記】

✓ 産地を伝達

一般消費者向け商品を製造する際は、容器・包装に
「原料米」の**産地**を記載してください。

「ご飯」を提供する際には、「お米」の**産地**を消費者へ
伝えてください。



生産者から小売業者、外食業者に至る流通経路全体でのトレーサビリティの確保のため、
伝票等を保存していなかった場合には・・・

罰則規定(50万円以下の罰金)が適用になります。

消費者に正しく産地を伝達する観点から、
一般消費者への産地情報伝達に義務違反があった場合には・・・

勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則規定(50万円以下の罰金)が
適用になります。

詳細は裏面へ

消費者の視点で米を適正に流通させるために米トレーサビリティ法が施行されます。

「取引等の記録の作成・保存」が平成22年10月1日から

「産地情報の伝達」が平成23年7月1日から義務となります！

農家の皆さん、
食品事業者の皆さんへ

対象は生産者と、米や米加工品取扱事業者です。

- (1)米販売農家、農協、米販売店
- (2)米やご飯を提供する飲食店
小売店(スーパー、農産物直売所等)
食品製造・卸売業者など。

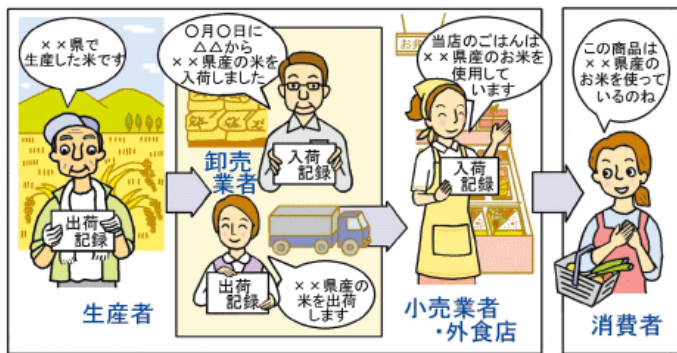
対象品目は？

- (1)玄米、精米
- (2)米粉や米こうじ等の中間原材料
- (3)ご飯料理...白飯、おかゆ、赤飯、弁当、寿司、おにぎり、炒飯、オムライス、ドリアなど。
- (4)もち、だんご、米菓(煎餅等)、清酒、単式蒸留焼酎、みりん

何をしなければならないのか？

(1)トレーサビリティ(取引等の記録の作成・保存).....『平成22年10月1日』施行

米や米加工品を、取引、事業者間の移動、廃棄などを行ったときの記録を作成し保存します。記録の例のように必要事項が記載された納品書、取引伝票、送り状、規格書、帳簿等を保存すれば、『記録の作成・保存』になります。保存期間は原則3年間です。(賞味期限等により3か月や5年になります)



トレーサビリティ
(平成22年10月1日より)
問題が発生した場合の
流通ルートの速やかな特定と回収

産地情報伝達
(平成23年7月1日より)
産地情報を
一般消費者にまで伝達

記録の例

納品書 (控)		売上			
お客様コード000000000	受注日 年 月 日	伝票No.000000000	納品日 年 月 日		
〒	指図日 年 月 日				
沖縄県 市	出荷元				
株式会社 様					
TEL 098-0000-0000 FAX 098-0000-0000					
毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。					
No	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	Axxxx	県産 コシヒカリ(10kg)	4	xxx	xxxx
2	Bxxxx	県産ほうれんそう M	10	xxx	xxxxx
3	Cxxxx	県産長ネギ AM	5	xxx	xxxx
4	Dxxxx	県産ミニトマト M	10	xxx	xxxxx
5	Exxxx	県産レタス LL	20	xxx	xxxxx
備考		計			xxxxx
		合計			xxxxx
		消費税			xxxx
指図No		総合計			xxxxxx
		株式会社 本社			
		担当者 xxx			
		〒			
		沖縄県 町			
					TEL 098-000-0000
					FAX 098-000-0000

年月日：搬入・搬出した日
(困難な場合は、受発注日等でも可)

搬入した場所
(取引先住所と異なる場合に記載)

取引先の名称又は氏名

数量：取引において通常用いている単位

品名：取引において通常用いている名称

産地：「国産」「国産」
「県産」等と記載

食品事故等に迅速に対応するため、「米・米加工品」以外についても、取引等の記録の作成・保存を行うことが期待されます。(義務化は「米・米加工品」のみ。)

入荷時の伝票では、この欄の事業者名が取引先の名称、氏名となります。



(2)一般消費者への産地情報の伝達.....『平成23年7月1日』施行

どのように伝達するのか 商品包装に記載する メニューに記載する 店内に掲示するなど。
表示内容は 産地が国内ならば「国産」、「国内産」、「県産」など。産地が外国ならば「国産」。

お問合せ先 沖縄県 農林水産部 流通政策課 TEL 098(866)2255
沖縄総合事務局 消費・安全課 TEL 098(866)1672

農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

米トレーサビリティ法

